

認定投資者保護団体についての指針

(目的)

第1条 この指針は、『金融商品取引法』(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)、
『金融商品取引法施行令』(昭和40年政令第321号。以下「令」という。)及び『金融商
品取引業協会等に関する内閣府令』(平成19年内閣府令第53号。以下「府令」という。
を踏まえ、法第79条の7に規定する認定投資者保護団体に係る認定の申請方法、その他
の必要な事項を定めることにより、認定投資者保護団体の仕組みが十分に活用されるこ
とに資するために定めるものである。

(定義)

第2条 「認定投資者保護団体」とは、法第79条の7第1項に基づき、内閣総理大臣の認
定を受けた法人をいう。
2 この指針において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、法、令及び府
令において使用する用語の例による。

(認定投資者保護団体の認定の申請方法)

第3条 有価証券の売買その他の取引及びデリバティブ取引等を公正かつ円滑にし、並び
に金融商品取引業の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的として、法第79条
の7第1項各号に掲げる業務を行おうとする法人(法人でない団体で代表者又は管理人
の定めのあるものを含み、認可協会及び公益協会を除く。以下同じ。)による同条第2項
の申請は、別紙様式第1号による申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

(業務の実施の方法に関する書類)

第4条 令第18条の4の3第2項第3号の「認定の申請に係る業務の実施の方法を記載し
た書類」は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 法第79条の7第1項第1号に規定する苦情の解決に係る規則
 - 二 法第79条の7第1項第2号に規定する争いがある場合のあっせんに係る規則
 - 三 法第79条の7第1項第3号に規定する業務の種類及びその実施方法を記載した書類
 - 四 法第79条の17第1項に規定する投資者保護指針を作成している場合にあつては当該
指針、作成していない場合にあつては作成の見通しについて記載した書類
- 2 前項第1号に定める規則には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
- 一 苦情解決の目的
 - 二 苦情解決の実施体制
 - 三 苦情解決組織の責務
 - 四 苦情解決結果等の記録及び保存並びに集計結果の公表に関する事項(結果の記録及び
集計結果の公表の様式は、別紙様式第2号に準じて作成するものでなければならない。
なお、概要を公表することが望ましい。)
 - 五 人材育成のための研修に関する事項
 - 六 取り扱う苦情の範囲
 - 七 費用分担に関する事項
 - 八 受付窓口に関する事項

- 九 手続きに関する事項
- 3 第1項第2号に定める規則には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
 - 一 あっせんの目的
 - 二 あっせんの実施体制
 - 三 あっせん委員の選任方法及び選任基準
 - 四 あっせんに関する組織の責務
 - 五 あっせん結果等の記録及び保存並びに集計結果の公表に関する事項（結果の記録及び集計結果の公表の様式は、別紙様式第2号に準じて作成するものでなければならない。なお、概要を公表することが望ましい。）
 - 六 取り扱う争いの範囲
 - 七 費用分担に関する事項
 - 八 受付窓口に関する事項
 - 九 手続きに関する事項

（業務の適正かつ確実な実施のための知識及び能力を明らかにする書類）

第5条 令第18条の4の3第2項第4号に掲げる「認定の申請に係る業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類」は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 認定の申請に係る業務を行うための組織が存在することを明らかにする書類
- 二 認定の申請に係る業務及び対象事業に関する業務の知識及び経験を有する職員の確保の状況を明らかにする書類
- 三 認定の申請に係る業務を行うために十分な人員等が確保されていることを明らかにする書類
- 四 苦情解決について公正な第三者の意見を踏まえることができる体制を整備していることを明らかにする書類
- 五 あっせん委員の選任を公正かつ適切に行うための体制を整備していることを明らかにする書類
- 六 公正なあっせん案を作成することができる体制を整備していることを明らかにする書類
- 七 第8条第1号に該当しないことを誓約する書類

（その他業務の種類及び概要を記載した書類）

第6条 令第18条の4の3第2項第8号に掲げる認定の申請に係る業務以外の業務についての「業務の種類及び概要を記載した書類」には、当該業務が不公正になるおそれがないことを証するものとして、府令第30条に規定するもののほか、第8条第2号に該当しないことを誓約する書類を含むものとする。

（経理的基礎を証する書類）

第7条 令第18条の4の3第2項第5号に掲げる「最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類」は、次に掲げる事項が明らかになるものでなければならない。

- 一 認定の申請に係る業務を相当な期間維持することが可能な程度に経営状態が良好であること。
- 二 債務超過の状態にないこと。

(認定基準の審査)

第8条 法第79条の7第2項の規定による申請について、法第79条の7第1項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うに足りる知識及び能力を有するかどうか、及び法第79条の7第1項各号に掲げる業務以外の業務を行うことによって当該各号に掲げる業務が不公正になるおそれがあるかどうかの審査をするときは、次に掲げる事項に該当することがないかを考慮するものとする。

- 一 法第79条の7第1項各号に掲げる業務を行おうとする法人の役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして認定の申請に係る業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、法第79条の7第1項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うに足りる人的構成を有しないと認められること。
- 二 法第79条の7第1項各号に掲げる業務以外の業務を行っている場合に、当該他の業務に関与する人員のうちに経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員との関係、認定申請に係る業務との間での利益相反関係その他の事情に照らして当該他の業務を行うことによって当該各号に掲げる業務が不公正になるおそれがあると認められること。

(重要事項の変更の届出)

第9条 認定投資者保護団体は、令第18条の4の3第4項に基づく届出を行う際には、別紙様式第3号による重要事項変更届出書を届け出ることとする。

- 2 前項の重要事項変更届書には、変更後の書類（令第18条の4の3第2項第1号から第4号まで、第6号又は第8号に掲げるものに限る。）を添付しなければならない。

(苦情の解決)

第10条 認定投資者保護団体は、対象事業者が複数の業種において業を行い、認定業務の対象となる業務以外において苦情を受けた場合には、当該対象事業者に対し、当該苦情が発生した業において、認定投資者保護団体の苦情処理と整合性のある対応を行うよう求めることとする。

(廃止の届出)

第11条 認定投資者保護団体は、認定業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の三月前までに、別紙様式第4号による業務廃止届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

附則

この指針は、平成19年9月30日から施行する。

(別紙様式第1号)

〇〇〇〇年〇月〇日

金融庁長官 殿

名 称
代表者名 印

認定投資者保護団体に係る認定申請書

認定投資者保護団体に係る業務を行いたく、金融商品取引法第79条の7条第1項の規定に基づき、認定投資者保護団体の認定の申請を致します。

添付書類

1. 認定を受けようとする者の概要（別紙1）
2. 定款、寄付行為その他の基本約款
3. 認定を受けようとする者が法第79条の8各号の規定に該当しないことを誓約する書面（別紙2）
4. 認定の申請に係る業務の実施方法を記載した書類
5. 認定の申請に係る業務を適正かつ確実にを行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類
6. 最近の事業年度における貸借対照表、損益計算書、事業報告、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における貸借対照表、財産目録その他の書類）
7. 役員の名、住所及び略歴を記載した書類
8. 対象事業者の名又は名称を記載した書類及び当該対象事業者が認定を受けようとする者の構成員であること又は認定の申請に係る業務の対象となることに同意した者であることを証する書類
9. 認定の申請に係る業務以外の業務を行っている場合の、その業務の種類及び概要を記載した書類
10. 金融商品取引業協会等に関する府令第30条第1項に掲げる業務を行っている場合には、同条第2項に掲げる書面

(別紙1)

認定を受けようとする者の概要

名 称	
主たる事務所の所在の場所	〒〇〇〇-
代表者又は管理人の氏名	
認定の申請に係る業務を行おうとする事務所の所在地	
認定の申請に係る業務の概要	<ol style="list-style-type: none">1. 対象事業者の金融商品取引法第 79 条の 12 の規定による苦情の処理2. 対象事業者の金融商品取引法第 79 条の 13 の規定によるあつせん3. 上記に掲げるもののほか、認定の申請に係る業務4. 金融商品取引法施行令第 18 条の 4 の 3 第 5 項に規定する特定認定業務が含まれる場合には、その種類

以 上

(別紙2)

〇〇〇〇年〇月〇日

金融庁長官 殿

誓 約 書

名 称
代表者名 印

当〇〇は、金融商品取引法第79条の8各号の規定に該当しないことを誓約致します。

以 上

(別紙様式第2号)

年度 金融商品取引法第79条の7に掲げる業務（認定投資者保護業務）
に関する実績報告

報告年月日 ○○○○年○○月○○日

1. ○○年度苦情処理実績

(1) 苦情処理件数

本年度受付件数	件
うち解決件数	件
うち未済件数 (a)	件
うち解決不能件数	件

前年度未済件数	件
うち本年度末未済件数 (b)	件

本年度末未済件数 (a + b) (注1)	件
-----------------------	---

(2) 苦情内容内訳 (注2)

勧誘	件
売買取引	件
事務処理	件
その他	件
合計	件

(3) 商品別内訳

株式	件
投資信託	件
先物・オプション	件
債券	件
その他	件
合計	件

2. ○○年度あっせん実績

(1) あっせん件数

本年度受付件数	件
うち終結件数	件
(うち和解件数)	件
(うち不調件数)	件
(うち取下げ件数)	件
うち未済件数 (a)	件

前年度未済件数	件
---------	---

うち本年度末未済件数 (b)	件
----------------	---

本年度末未済件数 (a + b) (注1)	件
-----------------------	---

(2) あっせん申立て内容内訳 (注2)

勧誘	件
売買取引	件
事務処理	件
その他	件
合計	件

(3) 商品別内訳

株式	件
投資信託	件
先物・オプション	件
債券	件
その他	件
合計	件

(注1) 「本年度末未済件数」は、次年度の「前年度末未済件数」と一致する。

(注2) 「勧誘」とは、誤認勧誘、説明義務違反、適合性違反等を顧客が主張する内容。「売買取引」とは、売買執行ミス、無断売買、システム障害等を顧客が主張する内容。「事務処理」とは、入出金といった手続き事務等のミス、遅延等を顧客が主張する内容。なお、2つ以上の区分に該当する場合には重複して記載する。

(別紙様式第3号)

〇〇〇〇年〇月〇日

金融庁長官 殿

名 称
代表者名 印

重要事項変更届出書

金融商品取引法第79条の7の規定に基づき申請した事項のうち、重要な事項について変更したので、金融商品取引法施行令第18条の4の3第4項に基づき、提出致します。

添付書類

1. 理由書
2. 別紙1 (令第18条の4の3第1項第1号から第4号)
3. 定款、寄附行為その他の基本約款 (同条第2項第1号)
4. 誓約書 (同条同項第2号)
5. 認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類 (同条同項第3号)
6. 認定の申請に係る業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類 (同条同項第4号)
7. 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類 (同条同項第6号)
8. 対象事業者の氏名又は名称を記載した書類及び当該対象事業者が認定を受けようとする者の構成員であること又は認定の申請に係る業務の対象となることについて同意したものであることを証する書類 (同条同項第7号)
9. 認定業務以外の業務の種類及び概要を記載した書類 (同条同項第8号)

(別紙1)

変更前	変更後	備考

(別紙様式第4号)

〇〇〇〇年〇月〇日

金融庁長官 殿

名 称
代表者名 印

業務廃止届出書

平成〇年〇月〇日付金監第〇号にて、認定投資者保護団体の認定を受けたところですが、下記のとおり、認定業務を廃止しますので、金融商品取引法第79条の10第1項に基づき、提出致します。

記

名 称	
主たる事務所の所在の場所	〒〇〇〇-〇〇〇〇
代表者又は管理人の氏名	
法第79条の12において準用する法第77条第1項の申出の受付を終了しようとする日	年 月 日 ()
法第79条の13において準用する法第77条の2第1項の申立ての受付を終了しようとする日	年 月 日 ()
認定業務を廃止しようとする日	年 月 日 ()
認定業務を廃止する理由	

以 上